

新聞発表表 號外

二月十九日 陸軍省発表

第九師團長は第十九路軍長に對し昨十八日午後九時次の如き通告を交付した。

本職は平和友好的手段に依り任務を達せんとする切なる希望に基き茲に貴軍長に對し左の件を通告す

一 貴軍は速に戦闘行為を中止し二月二十日午前七時迄に現第一線の撤退を完了し二月二十日午後五時迄に黄浦江西岸地区に於ては祖界西北端曹家渡鎮周家橋鎮及蒲淞鎮を連ぬる線以北黄浦江東岸地区に於ては爛泥渡及張家樓鎮を連ぬる線以北各祖界ノ境界線より各二十吉米の区域（獅子砵砲台を含む）の外に撤退を完了し且右地域内に於て砲台其他軍事施設を撤去

し新に也を設けざること。

二、日本軍は貴軍の撤退開始後射撃爆撃及追撃動作を行はず但し飛行機に依り偵察は此の限りに非ず又貴軍撤退後に於ては日本軍は虹口附近に於て工部局道路地域（虹口、レインの周圍を含む）を保持するに止むべし。

三、貴軍の第一線撤退完了後日本軍は其の撤退を確認すゝ為め護衛兵を有すゝ調査員を撤退地域に派遣す。右調査員は日本の國旗を携へ識別を便にす。

四、貴軍は右撤退地域外上海附近に在り日本人の生命財産を完全に保護すべく保護完全ならざる時は日本側に於て適當の手段を採るべし便衣隊は一切有効にせざるを禁止すること。

五、上海附近（撤兵区域を含む）に在る外國人の保護に關しては追て商議を行ふこと
六、排日運動の禁止に關しては一月二十八日吳市長の村井總領事になしたる約束を嚴重に遵守行ふこと。

本項に關しては日本外交官憲より貴國上海行政長官に對し別に交渉する所ありし

以上の諸項にして實行せらるる場合には日本軍は貴軍に對し自由行動を執るの已むを得ざるに至るべく其の結果生ずる一切の責任は貴軍に在り。